



熊本県公報

号外 第 6 号

平成 26 年 3 月 24 日(月)

(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数に関する条例…………… (市町村行政課) 1
- 熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例… (") 2

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数に関する条例

- 1 熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数を定めることとした。
- 2 この条例は、平成 27 年 3 月 1 日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用することとした。

◇熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県議会議員の定数を 49 人から 48 人に改めることとした。
- 2 この条例は、平成 27 年 3 月 1 日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用することとした。

条 例

熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数に関する条例をここに公布する。
平成 26 年 3 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 40 号

熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数に関する条例(熊本県条例第 51 号)の全部を改正する。
公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 15 条の規定に基づき、県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区において選挙すべき議員の定数(以下「議員定数」という。)を次のように定める。

選挙区	選挙区の区域	議員定数
熊本市第一選挙区	熊本市中央区、東区及び北区の区域	12 人
熊本市第二選挙区	熊本市西区及び南区の区域	5 人
八代市・八代郡選挙区	八代市及び八代郡氷川町の区域	4 人
人吉市選挙区	人吉市の区域	1 人
荒尾市選挙区	荒尾市の区域	2 人
水俣市選挙区	水俣市の区域	1 人
玉名市選挙区	玉名市の区域	2 人
天草市・天草郡選挙区	天草市及び天草郡苓北町の区域	3 人
山鹿市選挙区	山鹿市の区域	2 人
菊池市選挙区	菊池市の区域	1 人
宇土市選挙区	宇土市の区域	1 人
上天草市選挙区	上天草市の区域	1 人

宇城市・下益城郡選挙区	宇城市及び下益城郡美里町の区域	2人
阿蘇市選挙区	阿蘇市の区域	1人
合志市選挙区	合志市の区域	1人
玉名郡選挙区	玉名郡玉東町、和水町、南関町及び長洲町の区域	1人
菊池郡選挙区	菊池郡大津町及び菊陽町の区域	2人
阿蘇郡選挙区	阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村及び西原村の区域	1人
上益城郡選挙区	上益城郡御船町、嘉島町、益城町、甲佐町及び山都町の区域	2人
葦北郡選挙区	葦北郡芦北町及び津奈木町の区域	1人
球磨郡選挙区	球磨郡錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村及び球磨村の区域	2人

附 則

この条例は、平成27年3月1日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第41号

熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

熊本県議会議員の定数を定める条例（平成14年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「49人」を「48人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年3月1日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。